

# 仕 様 書

## 1 事業名称

令和8年度男女共同参画事業「心に残るときめきプラザ」開催に伴う業務委託

## 2 事業目的

男女が個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加し、かつ、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現を目指す。

## 3 事業概要

外部講師による「男女共同参画社会」をテーマにした講演会の実施並びに広報用の外部講師の写真等及びプロフィールデータの提供並びに当日配布用のチラシ（プログラム）、広報用のチラシの作成。

### (1) 講演会

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会について理解を深める講演会を開催。

ア 月 日：令和8年11月20日

イ 時 間：午後2時～4時

ウ 会 場：NORBDENCE 福島区民センター・1階ホール（福島区吉野3-17-23）

エ 定 員：300人

オ 参加費：無料

カ 外部講師：大島 久美子（または小久保 晴代）のいずれか1名

### (2) 広報用データ

広報に用いる外部講師の肖像権の使用許可を得た写真データ並びにプロフィールデータの提供。

### (3) プログラム作成

講演会当日に配布するプログラムを記載したチラシを作成。

### (4) 広報用チラシ作成

広報用のチラシを作成。

## 4 業務内容

(1) 上記の「事業目的」及び「事業概要」に則った講演会を実施すること。

(2) 外部講師の出演料、飲料水購入費、交通費、また、舞台道具、音響・照明機器等の調達、操作要員費等イベント時に必要な経費は受託者が負担すること。

ア 外部講師との調整

(ア) 外部講師と日程を調整すること。

(イ) 外部講師と上記「事業目的」及び「事業概要」に則った講演内容について調整すること。

#### イ 障がいのある人への合理的配慮の提供

受託者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

(ア) 手話通訳者

司会・主催者あいさつ・講演等について、手話通訳者を配置し、外部講師の講話内容等を的確に通訳できるよう、調整を行うこと。

#### ウ 舞台道具、音響・照明機器等の調達

講演会に必要な舞台道具、音響・照明機器等を調達すること。

#### エ 舞台設営

(ア) NORBDENCE 福島区民センター・ホールを会場として使用すること。

(イ) 講演会に必要な舞台道具、音響・照明機器等を設置すること。

(ウ) 業務の円滑な運営を図るため、会場の使用にあたっては、事前に会場の管理者と連絡調整を十分に行うとともに、会場の管理上の規定及び使用上の注意事項を遵守すること。

#### オ 外部講師の写真等データ並びにプロフィールデータの提供

広報に使用可能な外部講師の肖像権の使用許可を得た写真等データ並びにプロフィールデータを提供すること。

#### カ チラシ（プログラム）の作成

(ア) 外部講師のプロフィール及び講演会当日のプログラムが掲載されたチラシを作成すること。

(イ) 仕様：チラシ（プログラム） A4 コート90kg

	配色	内 容	数量	単 位
表面	カラー4色	講師イメージカット・プログラム	350	枚
裏面	モノクロ	プロフィール 他		

(ウ) 数量：350枚

(エ) デザイン(案)：表1案、裏1案提出すること。

(オ) 原稿：文字・写真(ワード・エクセル・PDF・JPEG等)、データ支給、編集業務あり

(カ) 校正：校了まで

(キ) 納期：令和8年9月7日（月）

(ク) 納品場所：大阪市福島区大開 1-8-1 福島区役所 5階 市民協働課（地域活動支援担当）

#### キ 広報用チラシ作成

(ア) 講演会の開催日時、開催場所、定員、参加費等を掲載した広報用チラシを作成すること。

(イ) 仕様

No	品名	規格	数量	単位
1	チラシ	サイズ：A4 印刷：片面 素材：コート90kg 配色：カラー4色 内容：開催日時・開催場所・プログラム 会場地図・イメージカット等	2,800 (班回覧2,100)	枚

(ウ) デザイン(案)：2案作成、提出すること。

(エ) 原稿：文字、写真(ワード・エクセル・PDF・JPEG等)、データ支給、編集業務あり

(オ) 校正：2回(校了まで)

(カ) 納期：令和8年9月7日（月）

(キ) 納品場所：大阪市福島区大開 1-8-1 福島区役所 5階 市民協働課（地域活動支援担当）

#### ク 当日の事業運営

(ア) 外部講師を講演会場まで案内すること。

(イ) 外部講師の飲料水を購入すること。

(ウ) 当日の事業プログラムを円滑に進行すること。

(エ) プログラムの進行(舞台道具の設置、撤収並びに音響・照明機器等の操作を含む)に必要な人員を配置すること。

(オ) 参加者の受付、会場設営、会場誘導および司会の配置は主催者が行う。

(カ) 舞台看板、案内板の表示物は主催者で作成する。

#### 5 契約期間

令和8年6月(契約日)～令和8年11月20日まで

#### 6 事前打ち合わせ

講演会当日を迎えるまでに、講演会全般に関して、福島区役所 市民協働課 地域活動支援担当と打ち合わせをすること。(日程については後日調整する。)

#### 7 業務の完了

委託業務がすべて完了したときは、業務完了報告書を提出すること。

## 8 特記事項

- (1) 災害発生や暴風警報発令、感染症が流行している場合は本事業も中止となることから、その場合は中止時点での出来高により支払いを行う。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、協議のうえ解決する。
- (3) 契約後の疑義は、すべて本市の解釈とする。
- (4) 搬入に際しては細心の注意を払い、建物等損傷を与えないこと。
- (5) 大阪市グリーン調達方針に定める基準を満たすこと。
- (6) 業務の一括再委託等を禁止する。

## 9 担当

福島区役所 市民協働課（地域活動支援）

（担当：藤林・早川）

住所 大阪市福島区大開1丁目8番1号

（電話番号 6464-9743）

## 再委託に関する特記事項

- 1 当該請負契約における次の各号に掲げるものを、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限って、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車交通環境対策グループ  
電話：06-6615-7965

## 契約事務の適正化に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先06-6464-9625）に報告しなければならない。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。